令和４年４月

災害復旧工事における部分払いの特例措置について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして、庄原市では、平成 30 年７月豪雨以降、災害復旧工事がまだまだ多く残る中、スムーズな施工を図り、迅速に災害復旧を行うため、下記のとおり特例措置を設けますので、遺漏のないようお願いいたします。

＜特例措置の内容＞

庄原市が発注する平成 30 年度、令和２年度及び令和３年度発生災害に関する災害復旧工事について、下請業者等への早期支払いを可能にするため、契約金額が 1,000 万円未満の案件において、部分払い（１回）出来ることとします。

入札案件においては、この旨を公告文書等に記しますので、内容についてよく参照のうえ入札に取り組んでください。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係
TEL 0824-73-1203(直通)
E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp